

津幡町住宅リフォーム助成金

津幡町では、地域経済の活性化や町民の居住環境の向上を図るため、町民が町内の施工業者を利用して、個人住宅のリフォームを行う場合に、その経費の一部を助成します（平成24年4月1日より実施）。

増改築・リフォーム工事に対し

工事費の **20%** **最大** **20万円** 助成
します

自立支援型リフォーム

太陽光パネル設置

住宅耐震化

など

町の他の補助制度と併用可能！！（事前に相談ください）

助成対象者

津幡町民で、住宅を所有かつ居住しており世帯員に町税等の滞納のない方

助成対象住宅

町内にある一戸建ての住宅

* 店舗等との併用住宅は住宅部分のみ対象

* マンション等の集合住宅は個人専有部分のみ対象（賃貸は不可）

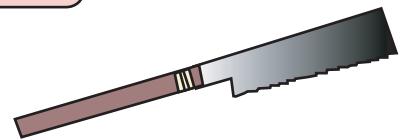
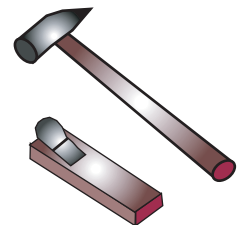
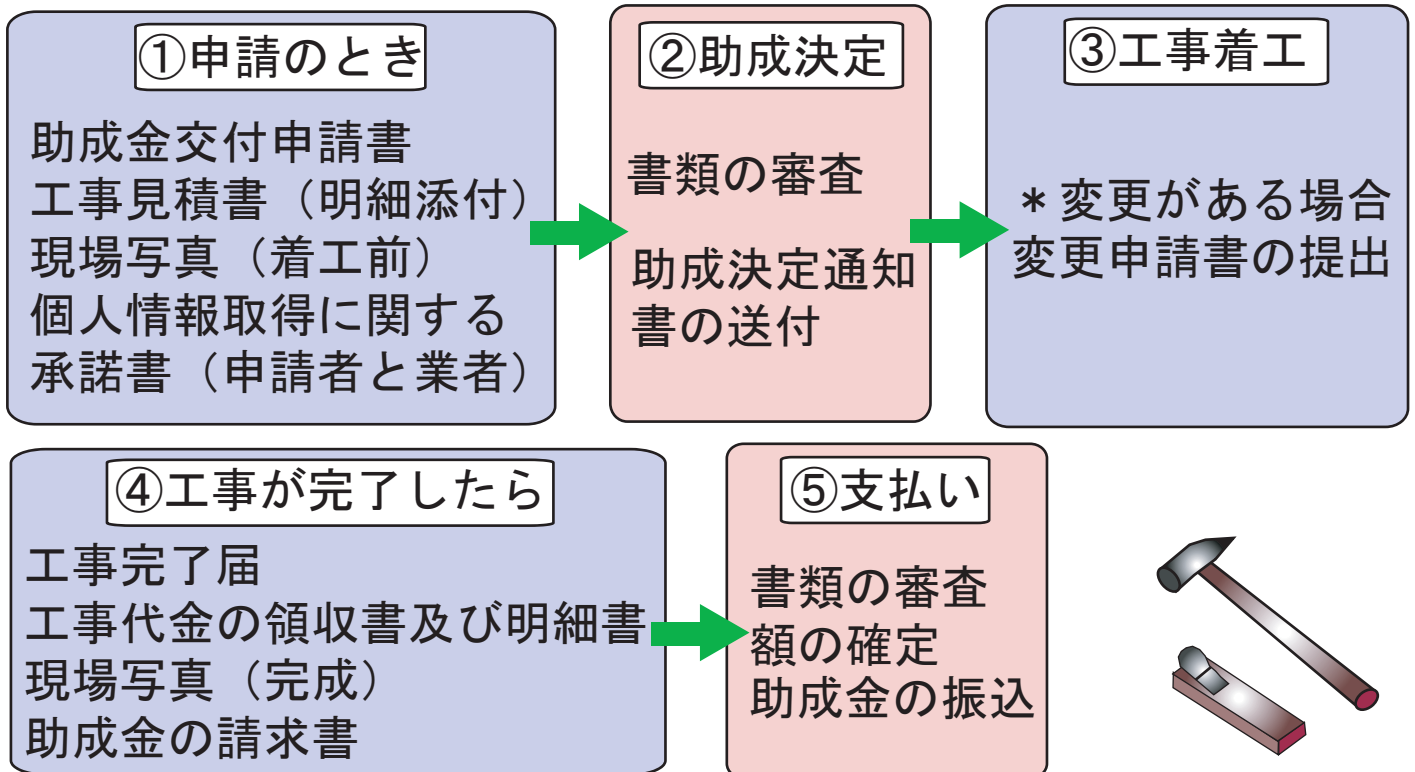
助成対象工事

- ① 増改築及びリフォームに要する費用（消費税を含む）が50万円以上であること
- ② 町内に本店や本社等がある会社または町内に住所を有する個人業者が施工するものであること * 原則、町税等の滞納がない業者

注意事項

- ◆ 助成決定前の工事着工は助成対象になりません。
- ◆ 助成金の申請は同一住宅・同一人について1回限りです。
- ◆ 平成26年3月31日までに完了の届出をし、町の完了確認を終えてください。

🏠申請から助成金受領までの流れ



🏠助成対象となる工事の例

- ◆既存住宅の増改築工事
- ◆給排水・衛生設備、換気設備、電気・ガス設備工事
- ◆屋根・外壁工事（葺き替え、塗装、防水など）
- ◆内装工事（床材、内壁材、天井材）

🏠助成対象とならない工事の例

- ◆申請者自らが施工する工事
- ◆障子・ふすま紙の貼替え、畳の表替え
- ◆外溝工事（造園工事、門扉、塀など）
- ◆ハウスクリーニング、配水管清掃
- ◆下水道への管路工事のみの費用

🏠お問い合わせ

- ◆その他、不明な点などありましたら下記までご相談ください。
産業建設部 都市建設課 建築営繕室 TEL 076-288-6702
- ◆申請書等のダウンロードは
津幡町HP→サイト内検索: **リフォーム助成** **検索**

